

北区立幼稚園・こども園、小・中学校に
お子様を通わせている保護者の皆様へ
地域関係者の皆様へ

北区教育委員会事務局
教育振興部教育指導課長 畔柳 信之

北区立学校・園における台風等の対応について（令和2年9月改定）

北区におきましては、昨年の台風第15号、第19号の関東地方上陸を受け、学校・園における幼児・児童・生徒の安全を第一にした対応に加えて、JRや私鉄各線の計画運休も想定した方針を策定したところです。

このたび、予想される降雨量から荒川・新河岸川・隅田川の氾濫の危険性が想定され、区が災害対策即応本部を設置する等の場合についても内容を追加し、内容の改定をしましたので、以下のとおりお知らせします。※追加内容は枠線内です。

- 1 区が災害対策即応本部を設置し、区立小・中学校に高台水害対応避難場所の開設が決定された場合
予想される降雨量から荒川・新河岸川・隅田川の氾濫の危険性が想定され、区に災害対策即応本部が設置、高台水害対応避難場所の開設が決定された場合は、全校・全園を休校・休園とします。

※ 休校・休園の期間は、避難場所を開設し、閉鎖後、教育活動再開の準備が整うまでとします。

○教育委員会からは、休校・休園について学校連絡メール配信システムで保護者へ連絡します。
あわせて、区ホームページに掲載します。

○学校・園からは、休校・休園について学校ホームページ等で保護者へ連絡します。

【学校・園の再開について】

○教育委員会からは、再開について学校連絡メール配信システムで保護者へ連絡します。あわせて、区ホームページに掲載します。

○学校・園からは、再開について学校連絡メール配信システム等で保護者へ連絡します。

2 区立小・中学校に高台水害対応避難場所を開設しない場合

(1) 前日（前日までにJRの計画運休が発表されている場合）

ア 前日のJRの発表で、台風等対応の当日の計画運休が始発から14時までの間に開始される場合は、全校・全園を休校・休園とします。

イ ア以外の場合は、台風等対応の当日授業を実施する予定です。

ウ 台風等対応の当日、途中で計画運休が解除されても、全校・全園における休校・休園の対応は変更しません。

※ JRは、京浜東北線かつ埼京線とします。この両線の計画運休が同時に行われ、北区内の両線の全駅が計画運休路線に含まれている場合とします。京浜東北線、埼京線がどちらか一方が動いている場合は、本条件には当てはまりません。

○教育委員会からは、休校・休園の場合には、前日中に学校連絡メール配信システムで保護者へ連絡します。あわせて、区ホームページに掲載します。

○学校・園からは、休校・休園について前日中に学校ホームページ等で連絡します。

(2) 当日（前日までにJRの計画運休が発表されない場合）

- ア 北区において、午前6時の時点で「特別警報（大雨・暴風・大雪、暴風雪等）」が発令されている場合は、全校・全園を休校・休園とします。
 - イ 北区において、午前6時の時点で「暴風警報」又は「暴風雪警報」が発令されている場合は、全校・全園を休校・休園とします。
 - ウ 「大雨警報」や「強風注意報」は、全校・全園の一斉休校・休園とはしません。
 - エ 「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」が、その日のうちに途中で解除されても、全校・全園における休校・休園の対応は変更しません。（部活動等、学校・園が主体の教育活動は中止）
- 教育委員会からは、午前6時の時点での判断でア、イの場合、学校連絡メール配信システムで保護者へ連絡します。また、午前6時の時点で行った判断は、区ホームページに掲載します。
- 学校・園からは、午前6時の時点での判断でウの場合、学校連絡メール配信システム等で学校の対応を保護者へ連絡します。

3 登校・登園後に対応が必要になった場合

- 登校・登園後に「暴風警報」、「暴風雪警報」が発令された場合は、近隣関係校（サブファミリー）で情報共有し、繰り上げ下校・降園を判断します。
- ア 幼稚園・こども園については、「降園時刻前に」又は「一時待機」してから、原則として、保護者への引き渡しにより、降園するようにします。
 - イ 小・中学校については、「下校時刻前に」又は「一時待機」してから、原則として、保護者への引き渡し、又は教職員等が付き添って集団で下校するようにします。

【問合せ】

北区教育委員会事務局教育振興部教育指導課

電話 03-3908-9287